

三重県廃棄物処理計画

骨子案

平成27年6月

三 重 県

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の性格	2
1-3 計画の期間	3
第2章 現状と課題	4
2-1 本県における廃棄物処理の状況	4
2-1-1 一般廃棄物（ごみ）	4
2-1-2 一般廃棄物（し尿）	12
2-1-3 産業廃棄物	14
2-2 本県を取り巻く状況	25
2-3 本県が取り組むべき循環型社会への課題	27
2-3-1 一般廃棄物に係る課題	27
2-3-2 産業廃棄物に係る課題	28
第3章 基本理念と取組方向	30
3-1 基本理念	30
3-2 めざすべき姿	31
3-3 循環型社会形成のための施策の取組方向	33
第4章 計画の目標と施策	34
4-1 ごみゼロ社会の実現	34
4-2 産業廃棄物の3Rの推進	34
4-3 廃棄物処理の安全・安心の確保	35
第5章 各主体の役割と進捗管理	36
5-1 各主体の役割	36
5-2 計画推進の進捗管理	36

第 1 章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から3次にわたり「三重県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「三重県廃棄物処理計画」を平成16年3月と平成23年3月に策定し、廃棄物の減量や適正処理の施策を推進しています。

現在の「三重県廃棄物処理計画」は、平成23～27年度の5年間を計画期間としており、平成28年度以降については、県内における廃棄物の排出等の実態、国の基本方針や平成25年5月の第三次循環型社会形成推進基本計画など国の動向をふまえた次期計画を策定し、廃棄物の減量化や適正処理について推進する必要があります。

そのため、循環型社会の形成に向け、本県における廃棄物の現状や課題をふまえ、低炭素社会や自然共生社会づくりに向けた取組とも連携しつつ、さらに発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rと適正処理を推進していくための計画を、新たに策定するものです。

1-2 計画の性格

国の基本方針に即した廃棄物の減量その他その適正処理に関する計画の策定が、廃棄物処理法において都道府県に義務付けられており、本計画において、循環型社会の構築に向け、本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めています。

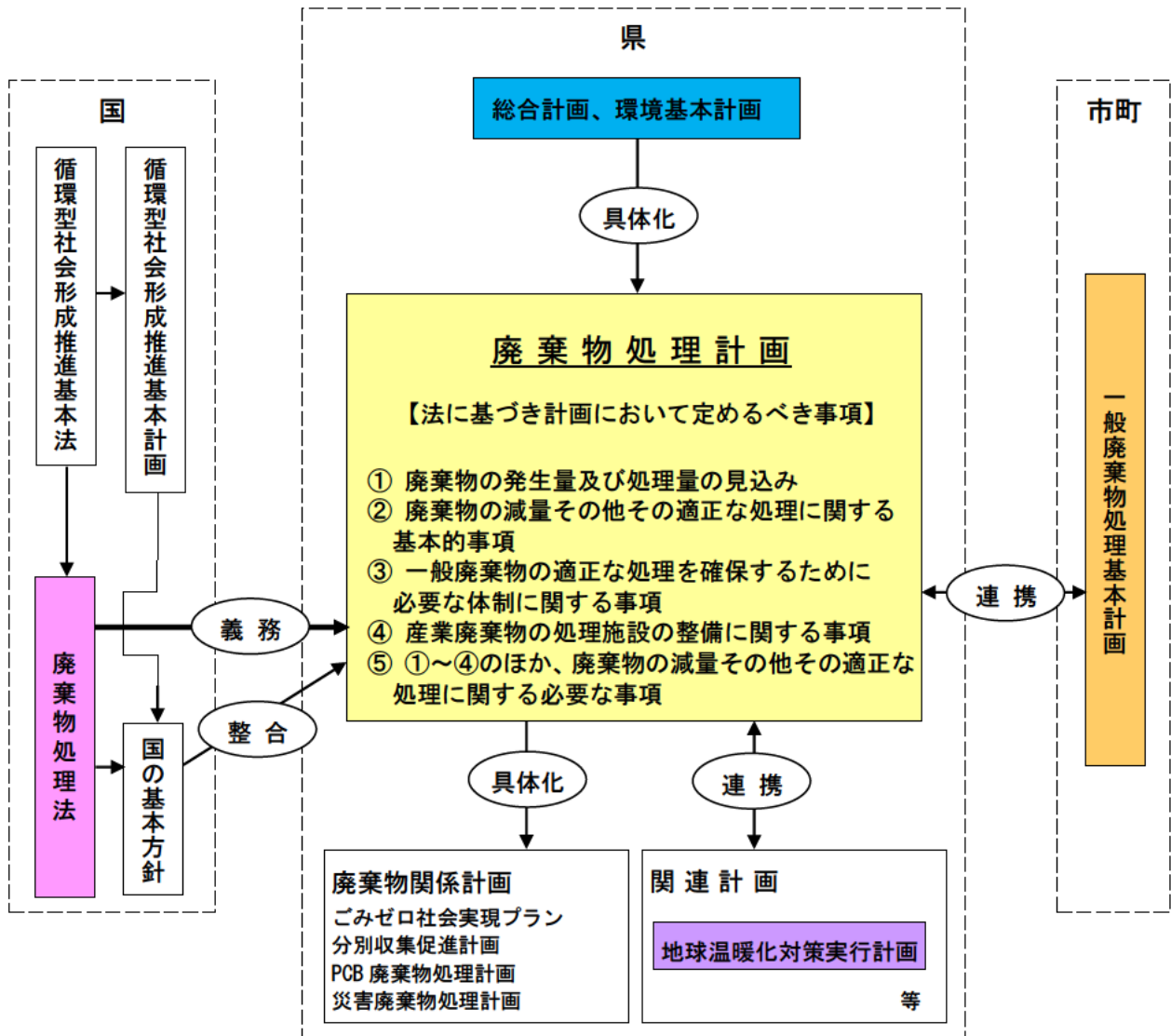


図 1-2-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1-3 計画の期間

本計画は、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が求められることから、おおむね 10 年先を見据えつつ、今後の社会情勢の変化にも柔軟に対応していくため、5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）を計画期間とします。

なお、廃棄物政策に関する大きな状況の変化があった場合や、県総合計画や県環境基本計画等の関連計画が改訂される場合にあっては、その改訂内容をふまえて、本計画内容について改訂等の対応を行っていきます。

表 1-3-1 計画期間と目標年度

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計 画 期 間	←—————→					- - - - -→				
数値目標等の目標年度					●					

第2章 現状と課題

2-1 本県における廃棄物処理の状況

2-1-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 排出の状況

①ごみの総排出量等

- 県内のごみの総排出量については、平成 25 年度は約 659 千 t であり、うち家庭から排出される家庭系ごみは、453 千 t（69%）、事業系ごみが 181 千 t（27%）、集団回収が 25 千 t（4%）となっています。
- ごみの総排出量は着実に減少してきていますが、近年、事業系ごみは微増の傾向にあります。

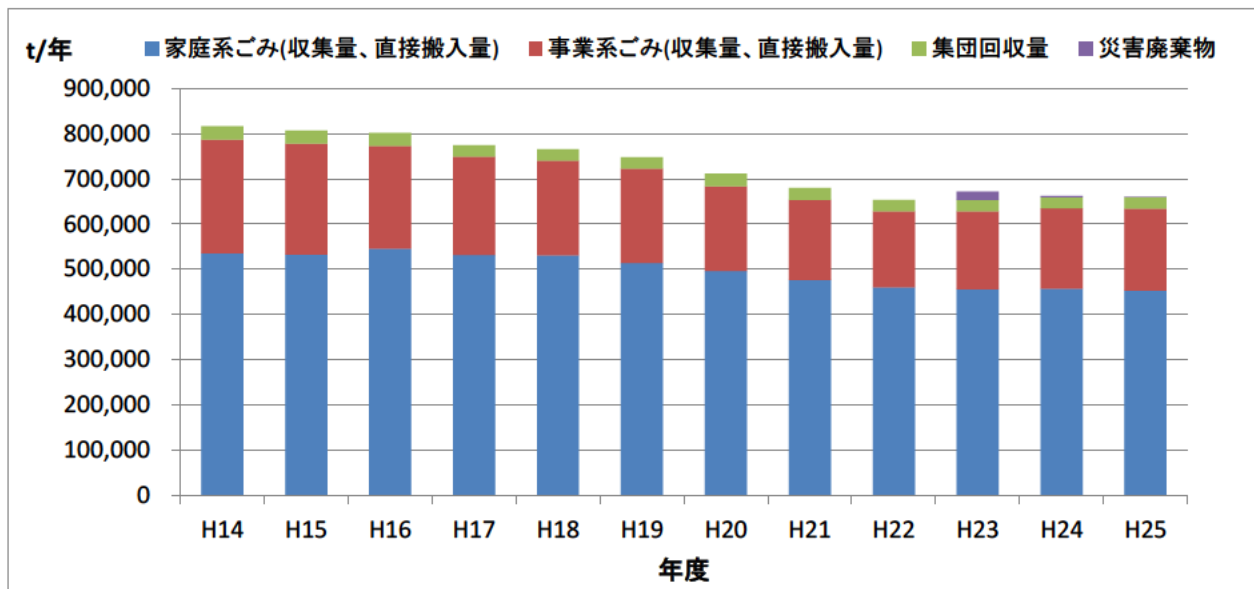


図 2-1-1 ごみの総排出量の推移（集団回収量、災害廃棄物含む）

(注 1) ごみの総排出量の算出方法は、環境省において平成 17 年度実績から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合をふまえた集計方法に変更されており、本計画においても、環境省と同一の方法で算出しています。

(旧) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「自家処理量」

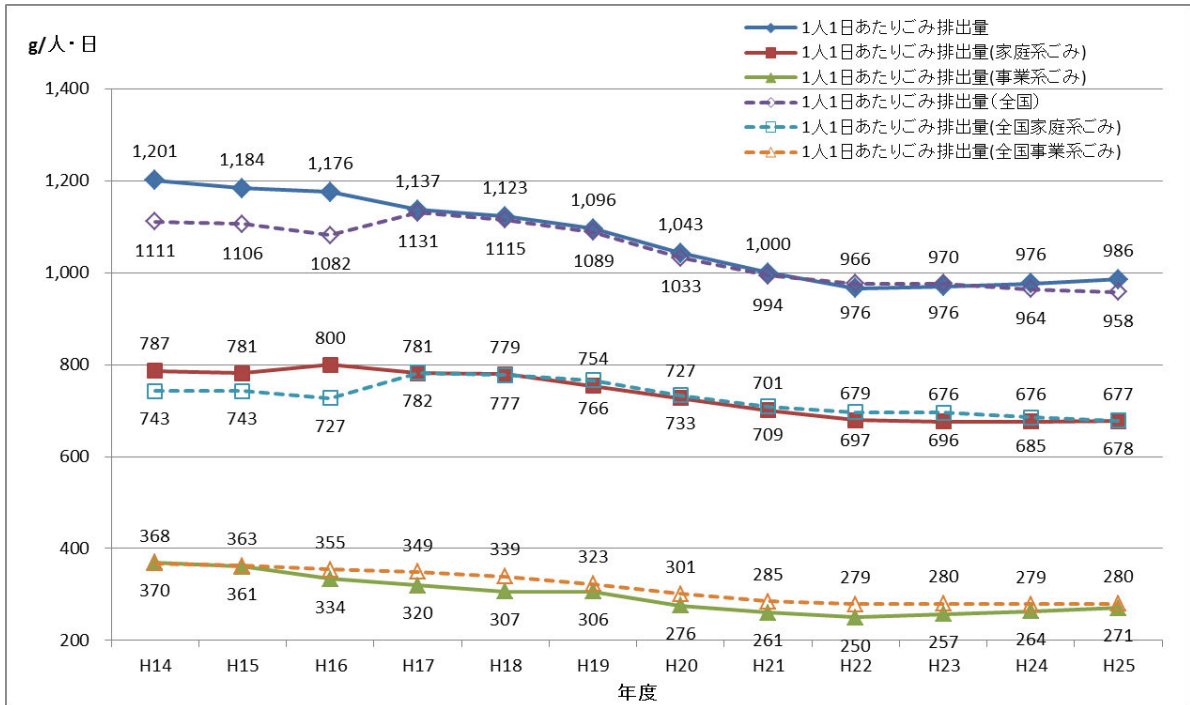
(新) ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」

(注 2) 集団回収は、市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいいます。

(注 3) 平成 22 年度以前は、災害廃棄物は家庭系ごみに含まれています。

(注 4) ごみの総排出量には、民間で回収されたごみや資源の量は含まれていません。

- 県民1人1日あたりのごみ排出量については、平成25年度は986g/人・日となっており、長期的には減少傾向にあります。近年は事業系ごみの影響を受け微増しています。
- 全国の1人1日あたりのごみ排出量（平成25年度958g/人・日）に比べると、若干多い状況となっています。家庭系ごみについては全国よりも多く近年は横ばいで推移し、事業系ごみについては全国よりも少なく近年は微増しています。



(注1) 平成22年度以前は、災害廃棄物は家庭系ごみに含まれています。
(注2) 集団回収量は、家庭系ごみに含まれています。

図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出状況の割合

- ごみの種類別排出状況（平成25年度）は、可燃ごみ79%、不燃ごみ7.2%、資源ごみ11.4%、その他0.7%、粗大ごみ1.6%となっています。
- ごみの種類別排出状況の割合は、平成20年度実績とほぼ同様となっています。

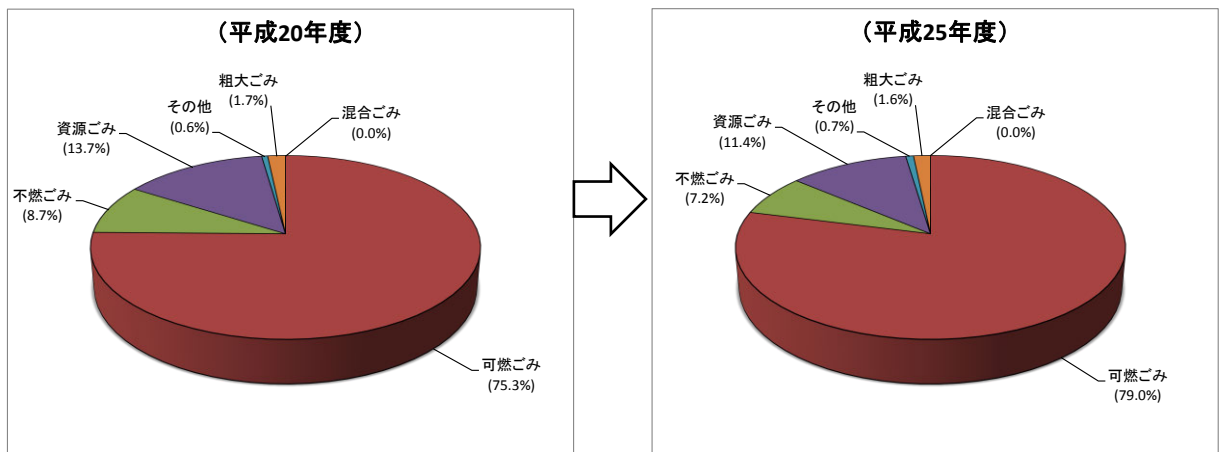


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

③災害廃棄物の発生状況

- 平成 23 年度は、紀伊半島大水害により東紀州において 17,615t の災害廃棄物が発生しました。

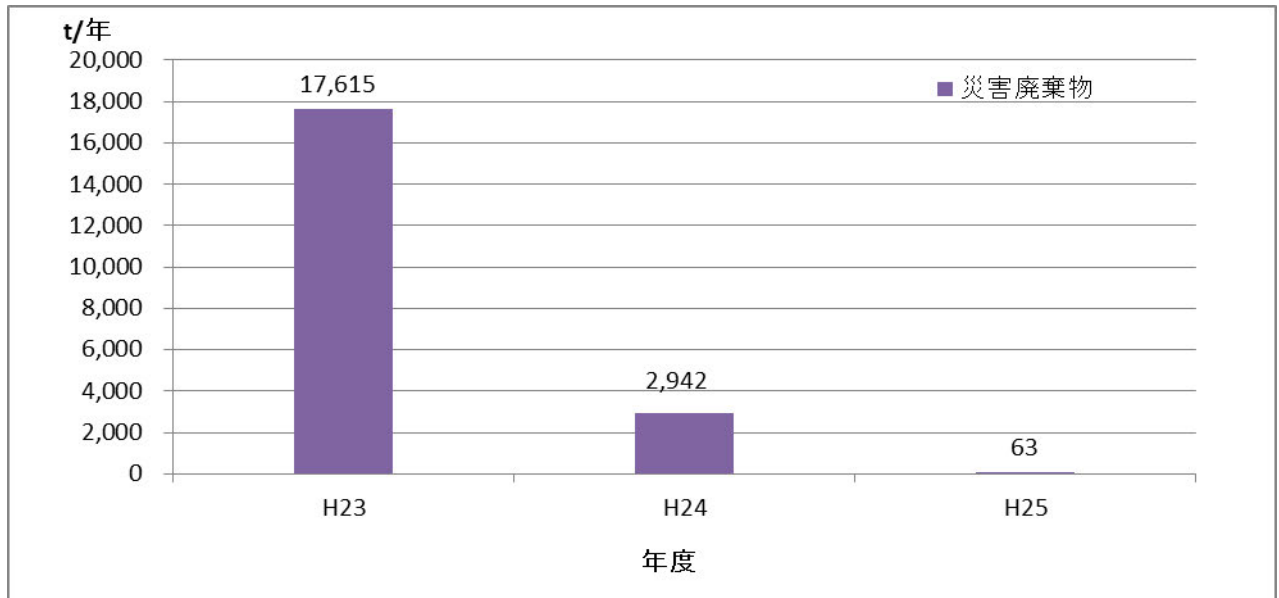


図 2-1-4 災害廃棄物の発生量の推移

(2) 処理の状況

①ごみ処理の状況

- 平成 25 年度の市町ごみ処理施設での処理実績は、全体で 634 千 t であり、うち直接焼却により処理された量が 413 千 t (65%)、直接埋立が 27 千 t (4%)、直接資源化が 41 千 t (7%)、堆肥化が 1 千 t (0.2%)、その他中間処理が 151 千 t (24%) となっています。
- 平成 14 年度と比べると直接焼却量、直接資源化量、直接埋立量が減少しています。

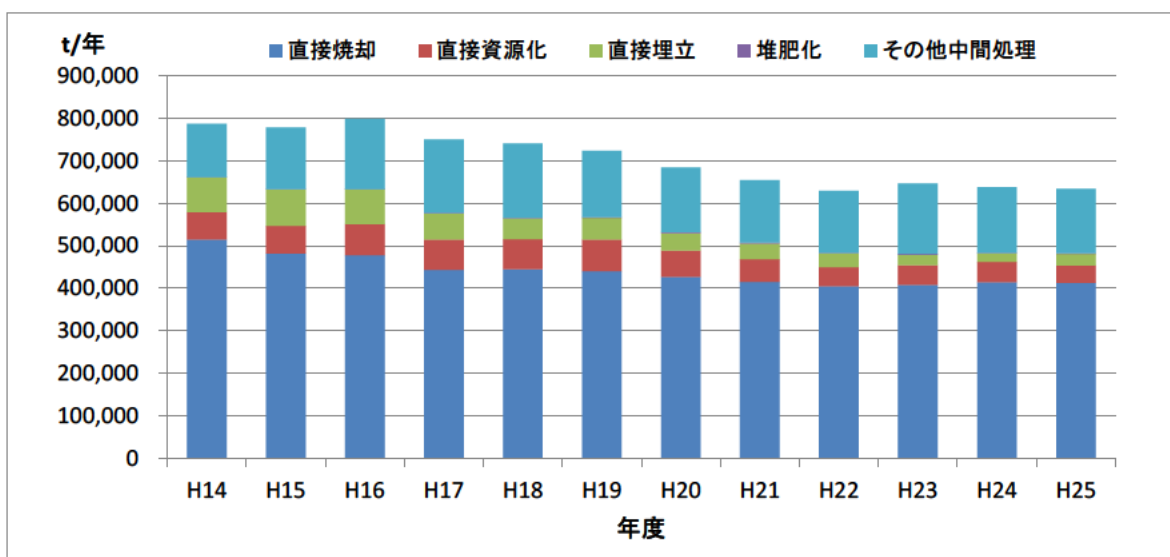


図 2-1-5 ごみ処理状況の推移

②資源化の状況

- ごみの資源化率は平成 14 年度と比べると、上昇傾向にあり、平成 25 年度の資源化率は 30.4%と全国平均 20.6%を上回り全国で最も高くなっています。この要因として、容器包装廃棄物の資源化による上昇に加え、ごみ焼却施設からの焼却灰の再資源化や R D F 焼却・発電事業による熱エネルギー利用などによるものと考えられます。

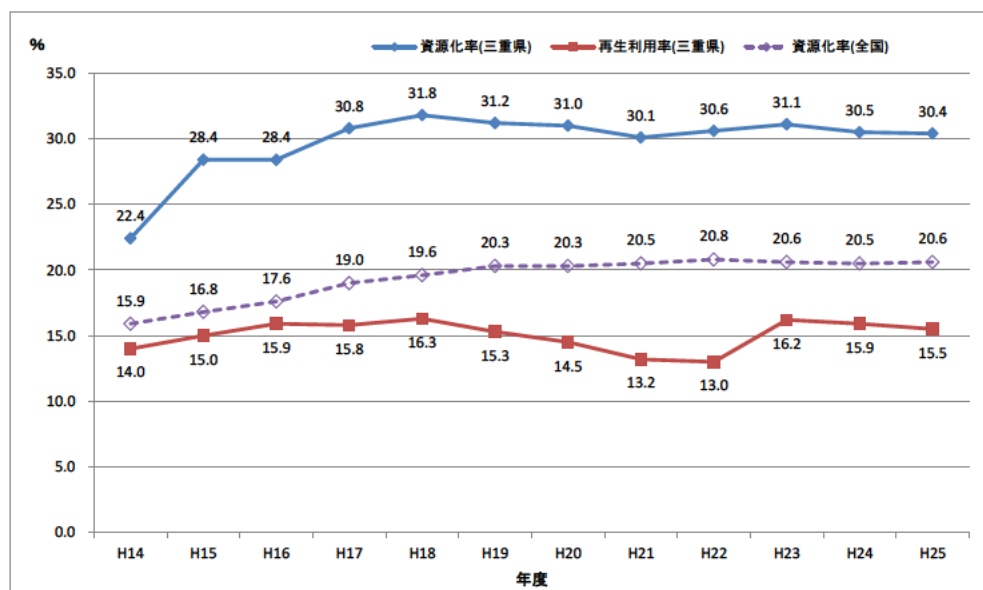


図 2-1-6 ごみの資源化率の推移

(注1) 「資源化率」は、資源化総量（直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量の合計）をゴミ総排出量で除したものです。

(注2) 「再生利用率」は、資源化総量から集団回収量、ゴミ燃料化施設の処理に係る資源化量、焼却施設に係る資源化量及び焼却灰のセメント原料化量を除いたものをゴミ総排出量で除したものです。

③最終処分の状況

- ゴミの最終処分量は、平成 25 年度は約 50 千 t であり、減少傾向を示し平成 14 年度と比べると約 33% となっています。

この要因については、ゴミ処理施設による焼却灰の資源化、容器包装リサイクル法によるプラスチック等の埋立ゴミの減少によるものと考えられます。

- なお、最終処分量 50 千 t のうち、直接埋立量が 27 千 t（54%）、焼却残さの埋立量が 10 千 t（20%）、その他の施設の処理残さの埋立量が 13 千 t（26%）となっています。

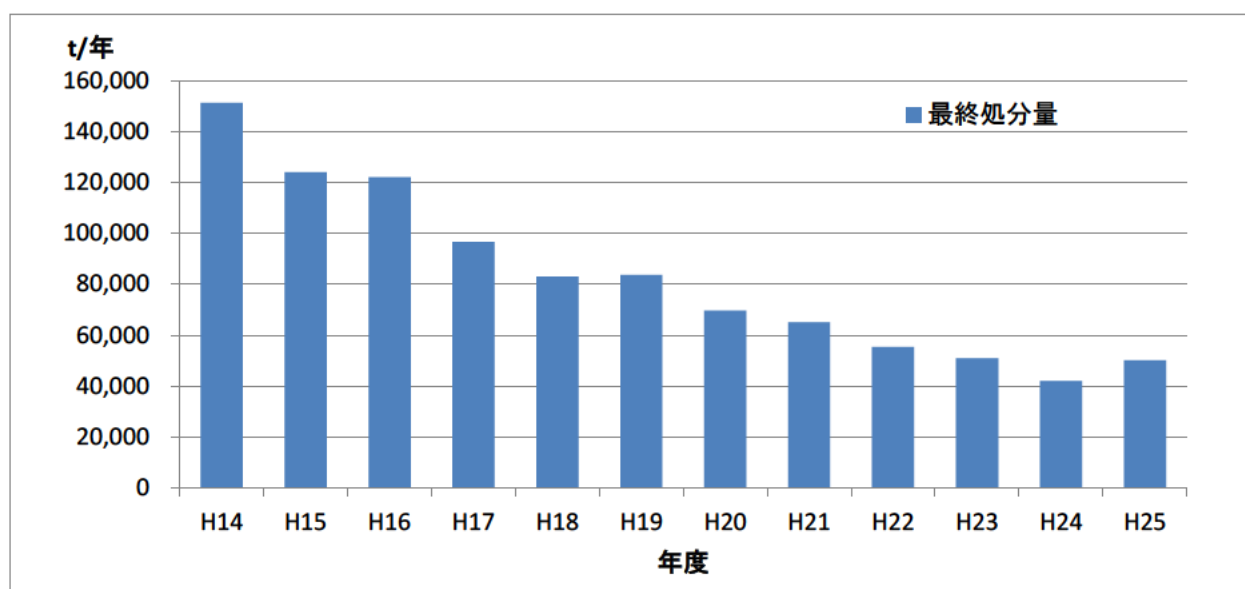


図 2-1-7 ゴミの最終処分量の推移

④平成 25 年度の処理の概要

平成 25 年度に発生した一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理状況は次のとおりです。

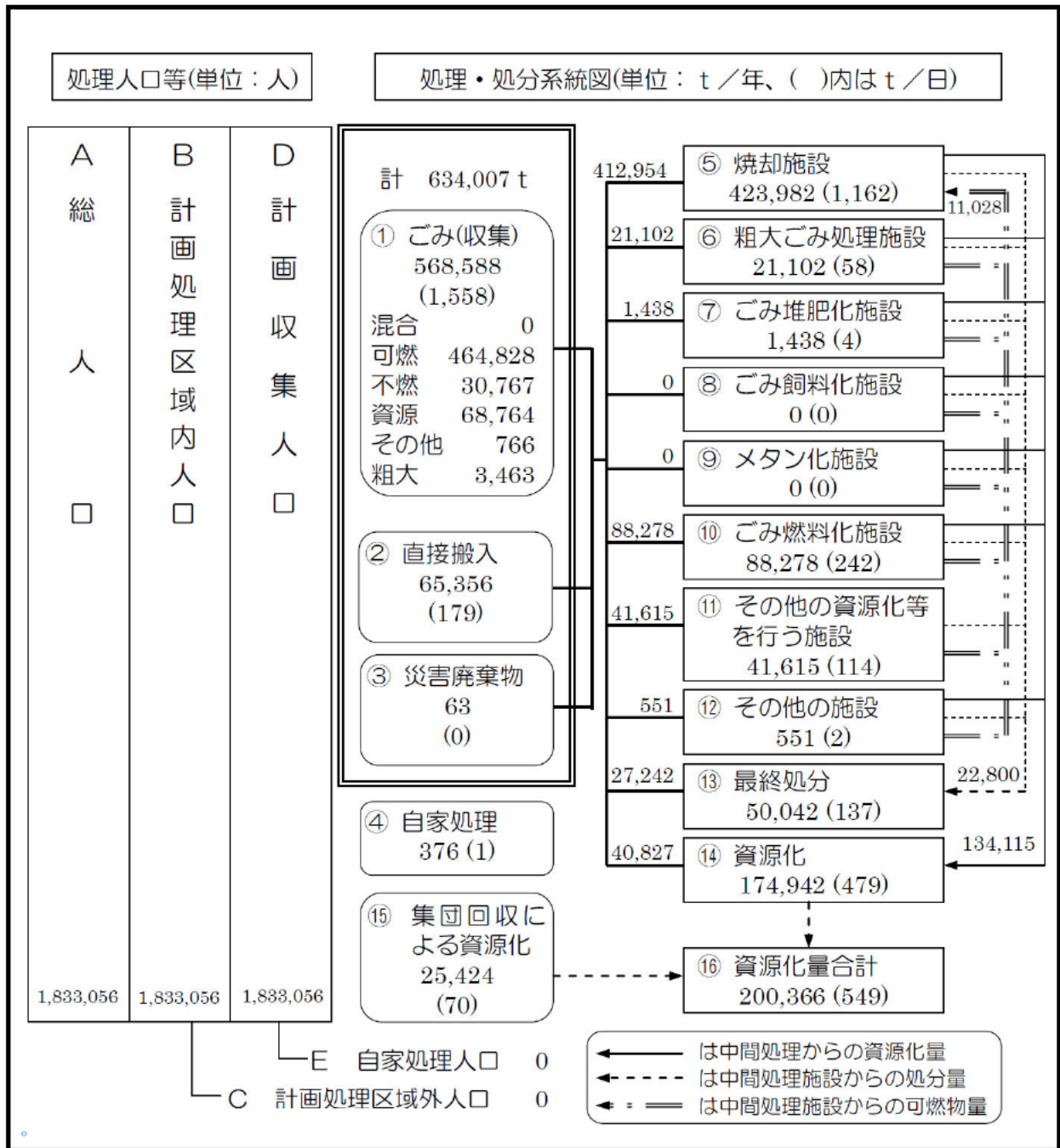


図 2-1-8 ごみ処理の状況（平成 25 年度実績）

(3) 処理施設の状況

表 2-1-1 処理施設の状況

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	21	2,099 t/日
RDF化施設	7	485 t/日
粗大ごみ処理施設	13	508 t/日
資源化施設	59	957 t/日
最終処分場	37	7,659,731m ³

(注1)市町等の施設であり、民間施設は除きます。

(注2)平成25年度末において新設(建設中)、休止及び廃止の施設を除きます。

- 市町等によるごみ処理施設の整備状況は、平成26年3月31日現在で焼却施設21施設、RDF化施設7施設、粗大ごみ処理施設13施設、資源化等を行う施設59施設及び最終処分場37施設となっています。
- 最終処分場については、平成25年度末現在の残余容量は1,321,493m³であり、平成25年度の最終処分量から推計すると残余年数は約26年となっています。

(4) ごみゼロ社会の実現に係る目標達成状況

表 2-1-2 目標の達成状況(ごみゼロ社会の実現)

ごみゼロ社会の実現	基準年度 平成20年度	平成25年度 実績	目標 平成27年度
1人1日あたりのごみ排出量	1,043g/人・日	986g/人・日	930 g/人・日
資源化率	31.0%	30.4%	36.5%
最終処分量	69,664t	50,042t	55,000t
【補助指標】 資源としての再利用率	14.4%	15.5%	22.0%
【補助指標】 ごみ減量に取り組んでいる団体数	59団体	35団体	100団体
【補助指標】 ごみ処理カルテ導入市町数	4団体	4団体	29団体

- 「1人1日あたり排出量」は、削減は図られたものの目標達成は困難な状況です。家庭系ごみは、有料化による削減を見込んでいましたが、1市で導入されたのみであり、29市町のうち8市町での導入にとどまっています。また、事業系ごみは、市町の搬入手数料の値上げによる削減を見込み8市町で新たに値上げが行われましたが、事業系ごみは微増している状況です。
- 「資源化率」は、全国で最も高くなっているものの、平成20年度以降は向上が見られず、目標達成が困難な状況です。市町での古紙等の資源回収の増加やバイオマス資源化等を見込みましたが進展しませんでした。

- 「最終処分量」は、平成 20 年度と比べ約 3 割減少しており、平成 25 年度の最終処分量 50,042 t は、平成 27 年度目標である 55,000 t を達成しています。しかし、過去 5 年間の推移は減少傾向が緩やかとなっています。
- 補助指標「資源としての再利用率」は、ほぼ横ばいで推移しており、目標達成が困難な状況です。古紙等の資源回収の増加やバイオマス資源化等を見込んでいましたが進展しませんでした。
- 補助指標「ごみ減量に取り組んでいる団体数」は、毎年 10 の増加を見込んでいましたが、ごみの問題に取り組む団体が減少したことにより、平成 27 年度目標の達成は困難な状況です。
- 補助指標「ごみ処理カルテ導入市町数」は、4 市町から増加せず、目標達成が困難な状況です。ごみ処理カルテは全ての市町で作成され、ごみ処理システムの現状や課題について総合的に分析するツールとなっていますが、公表するなど具体的な形で活用される状況には至っていません。

2-1-2 一般廃棄物（し尿）

(1) 排出及び処理の状況

①排出及び処理の状況

- 下水道、浄化槽、コミュニティプラントの整備が進んできていることから、水洗化人口は年々増加しており、平成 25 年度の水洗化人口は 1,694,666 人（下水道人口：831,930 人、浄化槽人口：859,396 人、コミュニティプラント：3,340 人）で、総人口の 92.4%となっています。また、非水洗化人口（し尿汲み取り等人口）は、平成 25 年度で 138,390 人となっており、総人口の 7.6%となっています。

（注）浄化槽には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含んでいます。

- 平成 25 年度のし尿等の排出量は 638,987 kℓ で、その内訳は、し尿が 132,524 kℓ（20.7%）、浄化槽汚泥が 506,463 kℓ（79.3%）などとなっています。
- し尿及び浄化槽汚泥は、市町又は一般廃棄物処理業者が収集し、市町のし尿処理施設等で処理されています。
- 平成 25 年度に市町のし尿処理施設等で処理されたし尿等の量は、638,984kℓ で、内訳はし尿処理施設での処理量が 629,269 kℓ（98.5%）、下水道投入が 9,552 kℓ（1.5%）などとなっています。

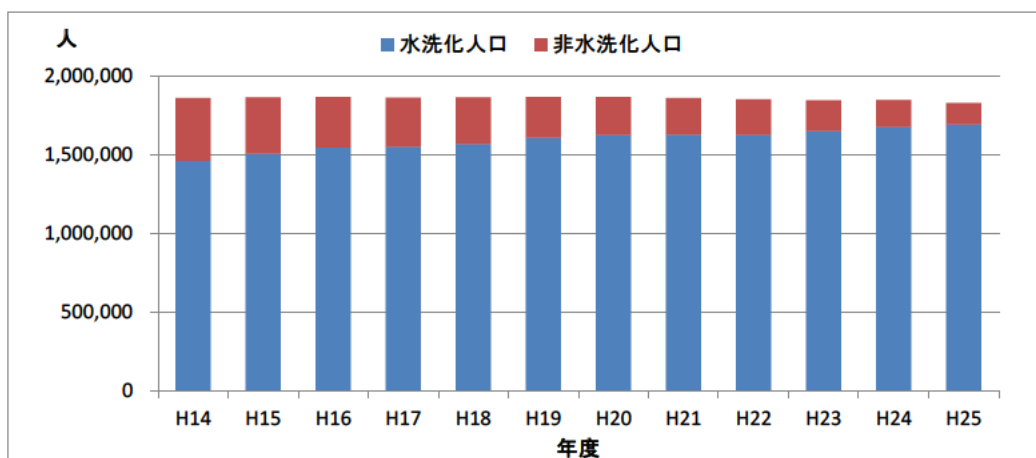


図 2-1-9 水洗化人口等の推移

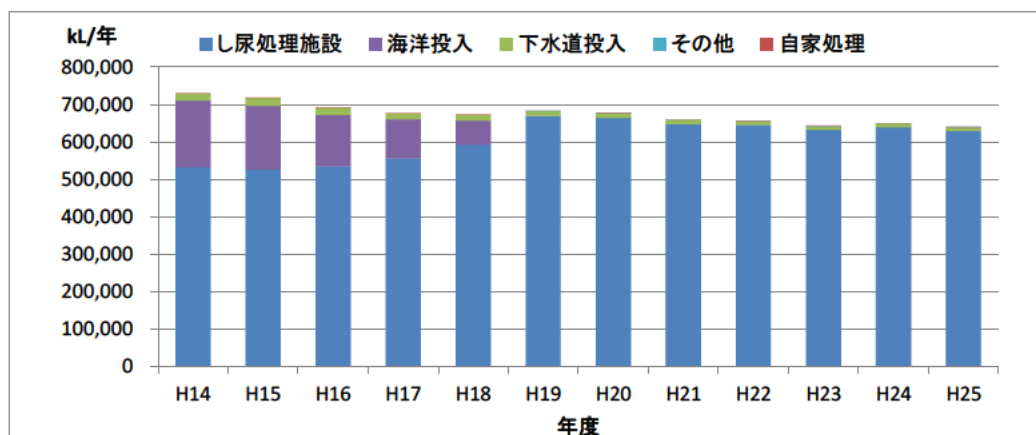


図 2-1-10 し尿等処理量の推移

②平成 25 年度の処理の概要

平成 25 年度に発生した一般廃棄物（し尿等）の排出及び処理状況は次のとおりです。

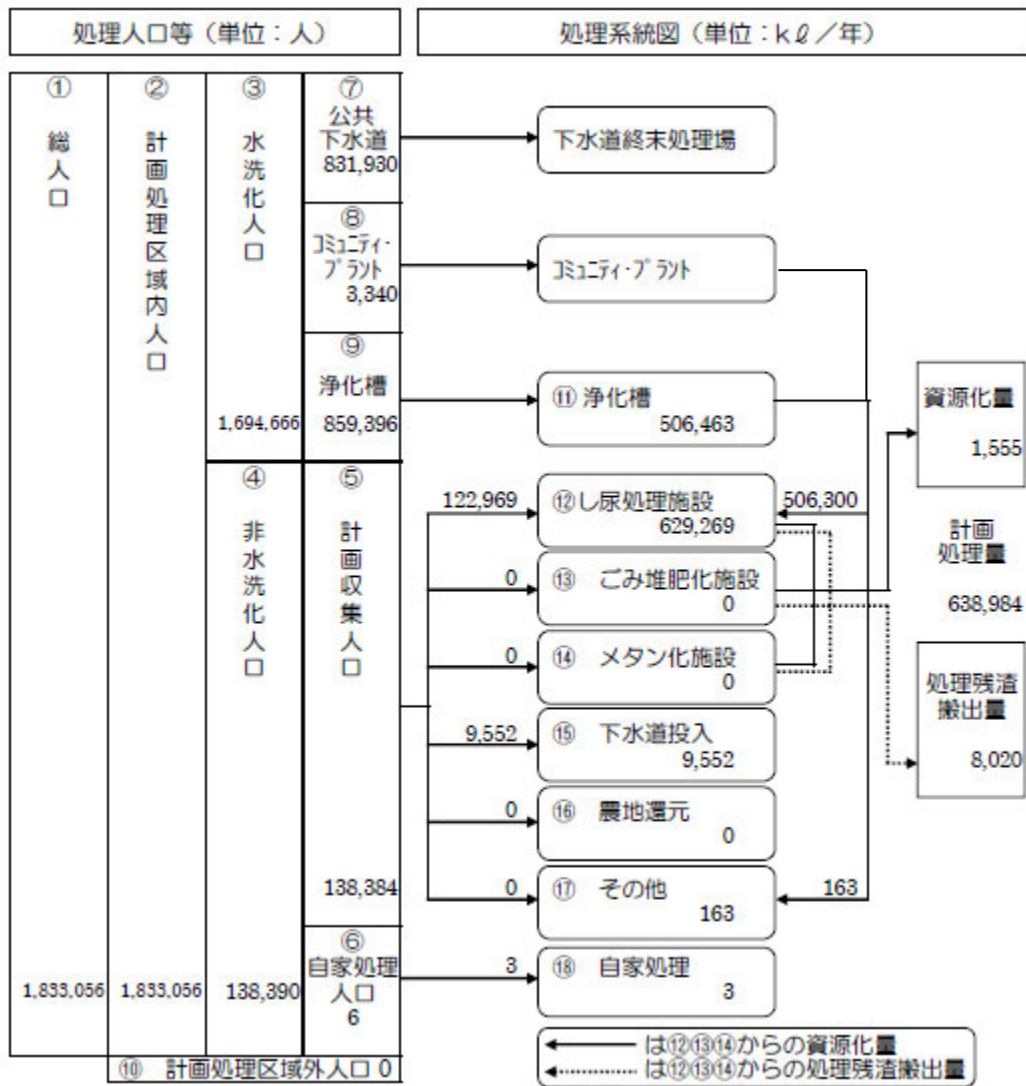


図 2-1-11 し尿等処理の状況（平成 25 年度）

(2) 処理施設の状況

- 県内の市町等によるし尿処理施設は、平成 26 年 3 月 31 日現在で 26 施設となっています。
- し尿処理施設の総処理能力は、3,195 kℓ / 日となっています。

2-1-3 産業廃棄物

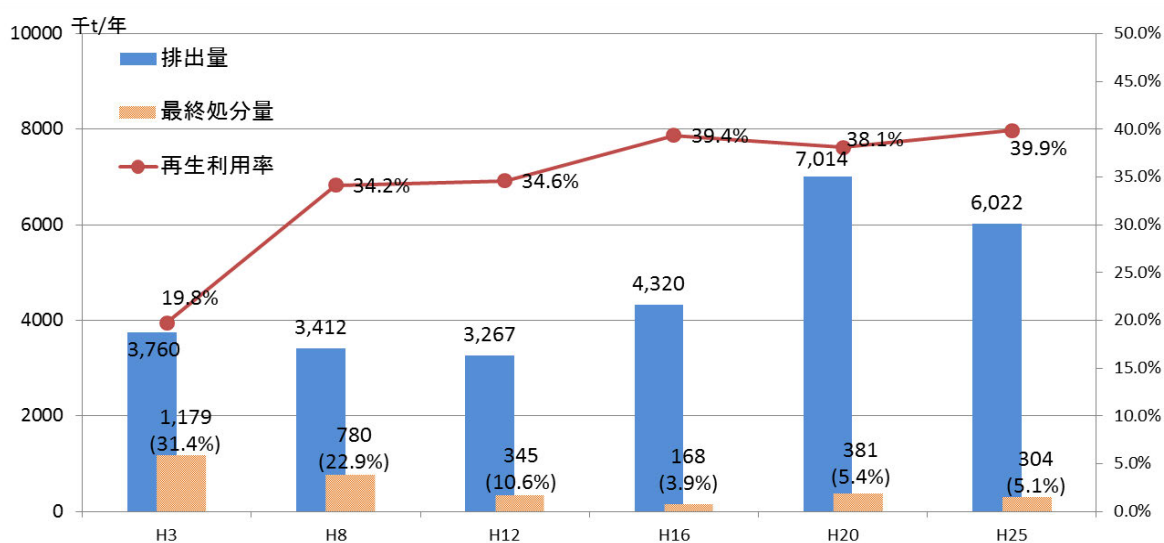
(1) 排出及び処理の状況

表 2-1-3 排出量等の推移 (単位：千 t)

年 度	排出量	再生利用量(率)	最終処分量
平成 16 年度	7,303	3,137(43.0%)	281
平成 20 年度	9,577	3,888(40.6%)	420
平成 25 年度	8,505	3,655(43.0%)	304

(注) 平成 16 年度より前は農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、長期的な推移については、農業及び鉱業を除いた数値による必要があります。

- 県内の産業廃棄物の排出量は、平成 25 年度は 8,505 千 t であり平成 20 年度よりも減少していますが、長期的には景気の影響を受け増減し明確な減少傾向が見られません。
- 再生利用率は、平成 25 年度は 43% であり平成 20 年度よりも増加しましたが近年は横ばいが続いています。長期的には大幅な増加が見られます。
- 最終処分量は、平成 25 年度は 304 千 t であり平成 20 年度よりも減少しており、長期的にも着実に削減が図られてきています。

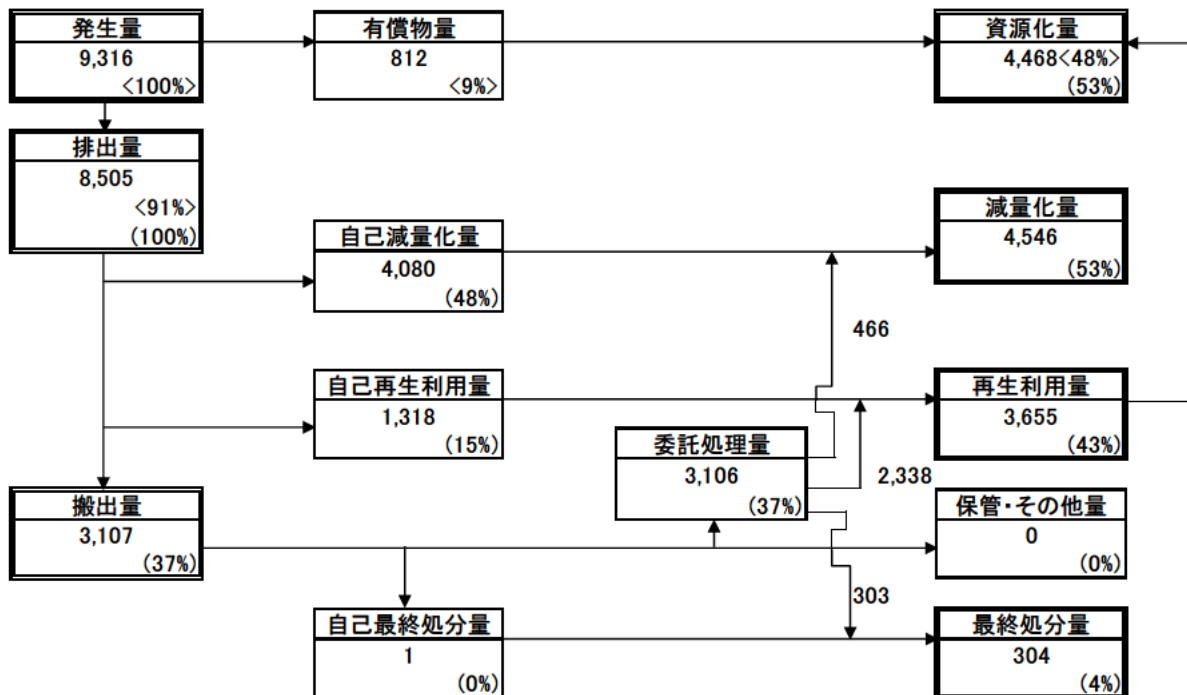


(注) 平成 16 年度以降、汚泥の発生段階を脱水前時点として統一したため、排出量が増加しています。

図 2-1-12 排出量等の推移 (農業、鉱業を除く)

(2) 平成 25 年度の処理の概要

- 平成 25 年度の産業廃棄物の発生量は 9,316 千 t で、有償物量 812 千 t を除いた排出量は 8,505 千 t となっています。
- 排出された産業廃棄物は、中間処理を経て再生利用に回るほか、直接あるいは中間処理後に最終処分されます。
- 排出された産業廃棄物のうち、減量化量は 4,546 千 t (53%)、再生利用量は 3,655 千 t (43%)、最終処分量は 304 千 t (4%) となっています。



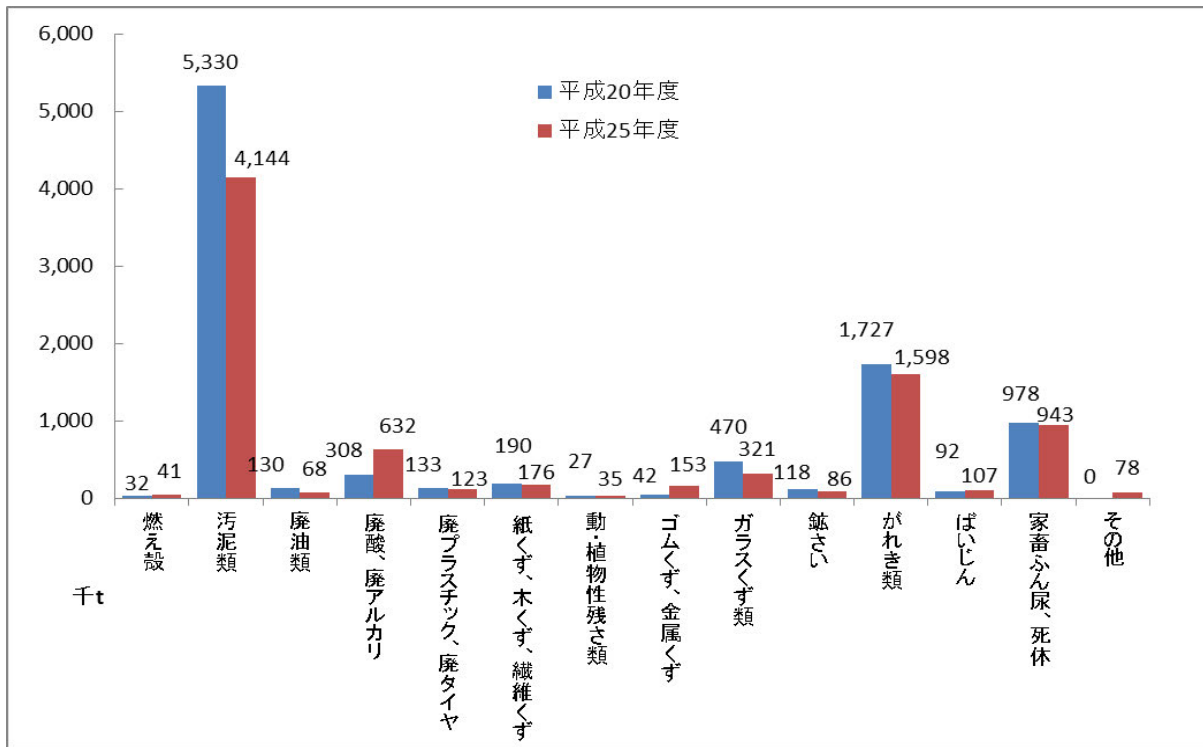
(注 1) 〈 〉内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

(注 2) 上図の数値は端数処理の関係上、総数と個々の合計は一致しない場合がある。(単位: 千 t)

図 2-1-13 排出及び処理状況の概要 (平成 25 年度)

①産業廃棄物の排出量

- 平成 25 年度の産業廃棄物の排出量は 8,505 千 t となっています。
- 排出量を種類別に見ると汚泥(脱水前の状態)が 4,144 千 t (48.7%) と最も多く、次いで、がれき類 1,598 千 t (18.8%)、家畜ふん尿 943 千 t (11.1%) となっています。
- 業種別に見ると、製造業が 3,210 千 t (37.7%) と最も多く、次いで、建設業 1,938 千 t (22.8%)、鉱業 1,540 千 t (18.1%)、農業・林業 943 千 t (11.1%) などとなっており、4つの業種で排出量の 89.7%を占めています。



(注) 汚泥の排出量は、脱水前の状態の量としています。

図 2-1-14 産業廃棄物の種類別の排出量

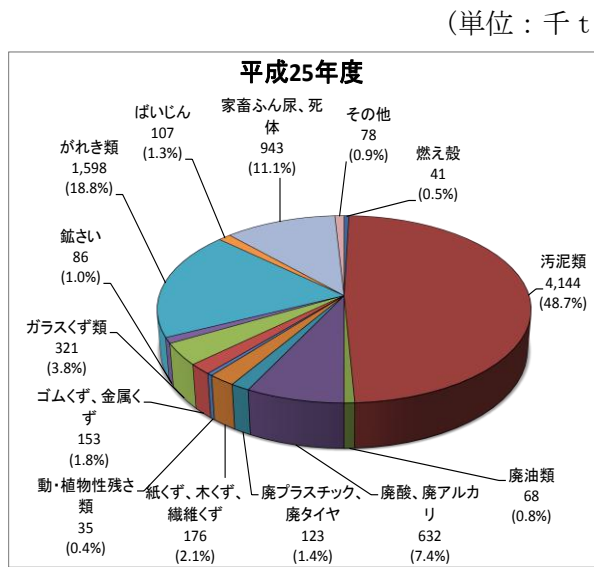


図 2-1-15 産業廃棄物の種類別の排出量

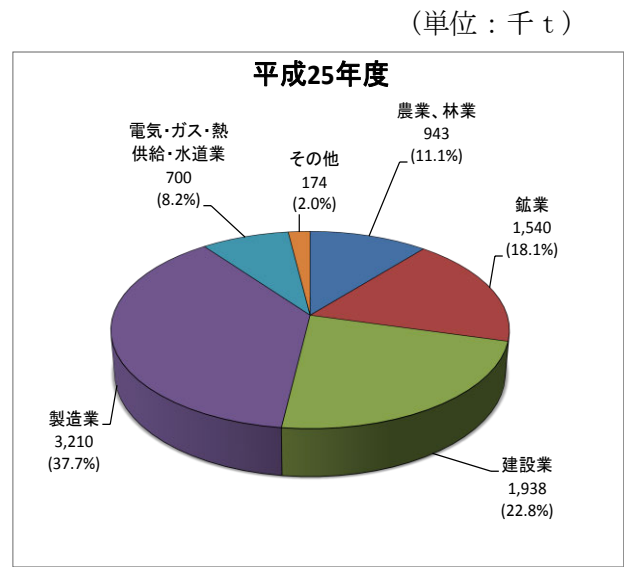


図 2-1-16 産業廃棄物の業種別の排出量

②産業廃棄物の再生利用量

- 平成 25 年度の産業廃棄物の再生利用量は 3,655 千 t で、種類別に見ると、がれき類 1,428 千 t (59.2%) が最も多く、次いで、家畜ふん尿 906 千 t (37.6%)、汚泥 458 千 t (19.0%) などとなっています。
- 平成 25 年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は 43.0% で、種類別に見ると、家畜ふん尿が 96.1% と最も高く、次いで、がれき類 89.4% などとなり、一方、汚泥が 11.1%、廃酸・廃アルカリが 10.3% と最も低くなっています。
- 業種別の再生利用量を見ると、建設業が 1,638 千 t (44.8%) と最も多く、次いで、農業・林業 906 千 t (24.8%)、製造業 623 千 t (17.0%) などとなっています。

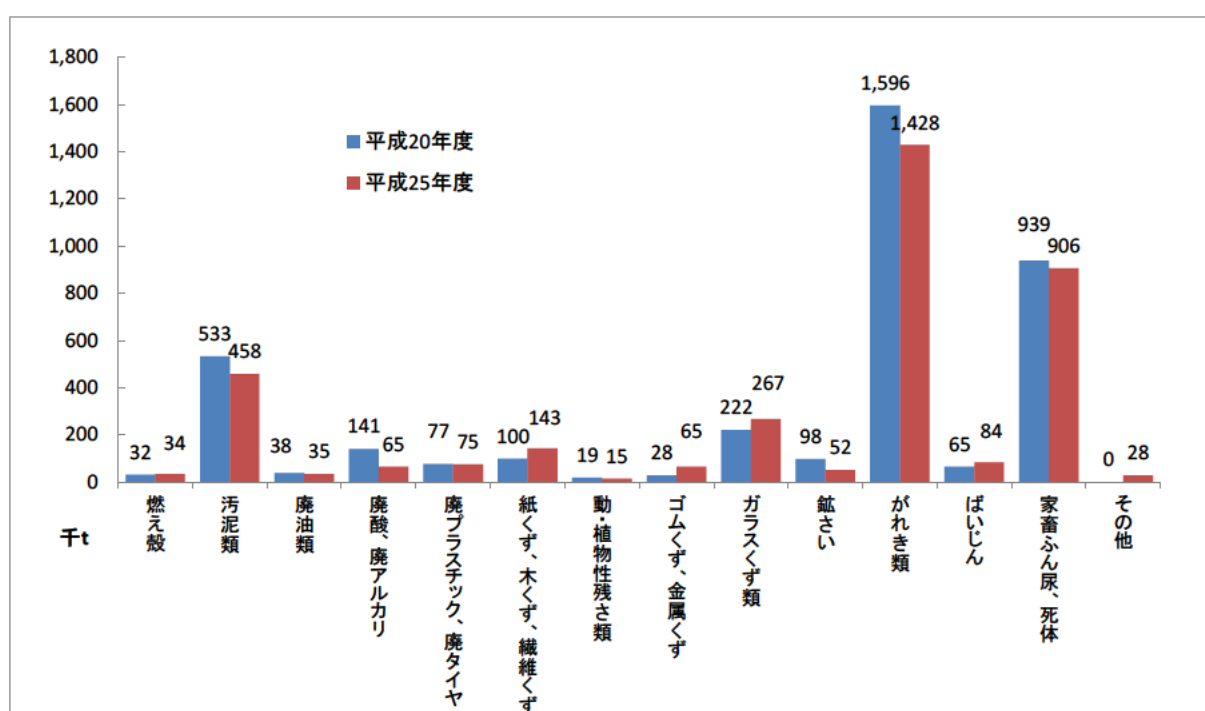


図 2-1-17 産業廃棄物の種類別の再生利用量

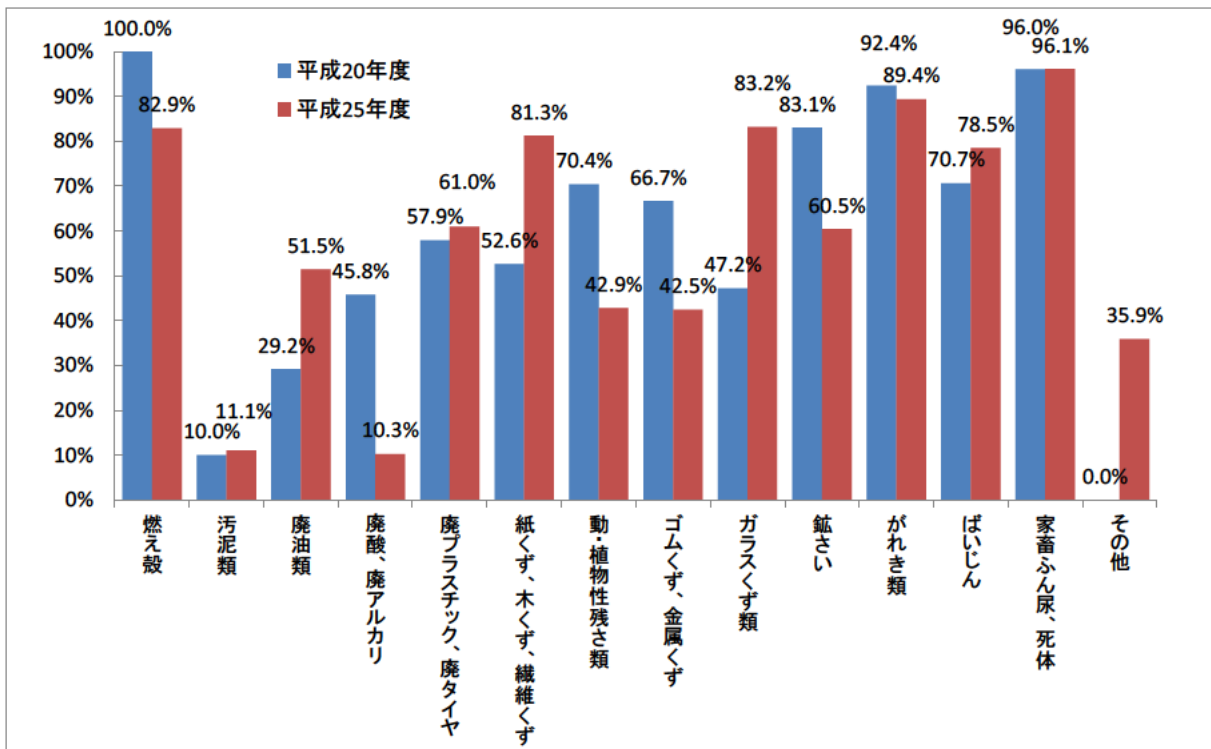


図 2-1-18 産業廃棄物の種類別の再生利用率

(単位：千 t)

(単位：千 t)

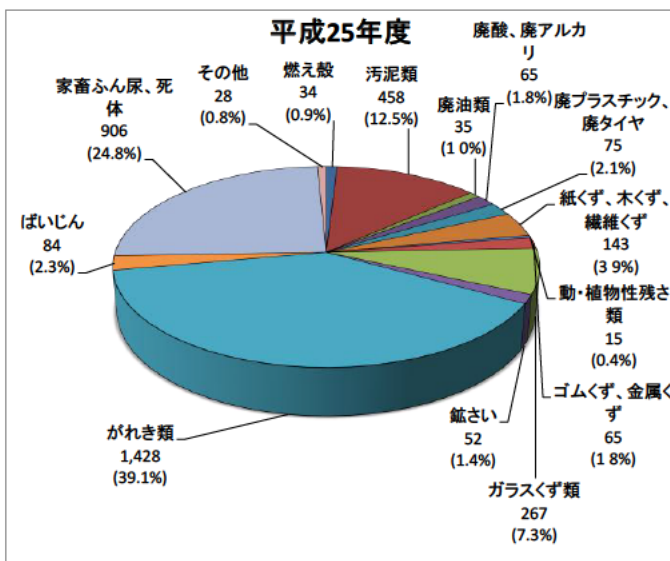


図 2-1-19 産業廃棄物の種類別の再生利用量

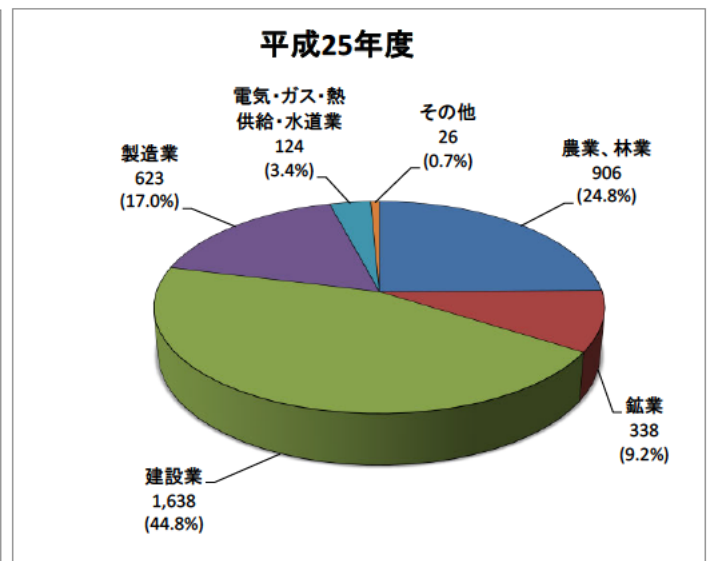


図 2-1-20 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③産業廃棄物の最終処分量

- 平成 25 年度の産業廃棄物の最終処分量は 304 千 t で、種類別に見ると、汚泥 192 千 t (63.2%) が最も多く、次いで、ばいじん 22 千 t (7.2%)、廃プラスチック類 18 千 t (5.9%) などとなっています。平成 20 年度の 420 千 t と比較すると、116 千 t (27.6%) の減となっています。
- 業種別に見ると、製造業が 253 千 t (83.2%) と最も多く、次いで、建設業 34 千 t (11.2%) となっています。

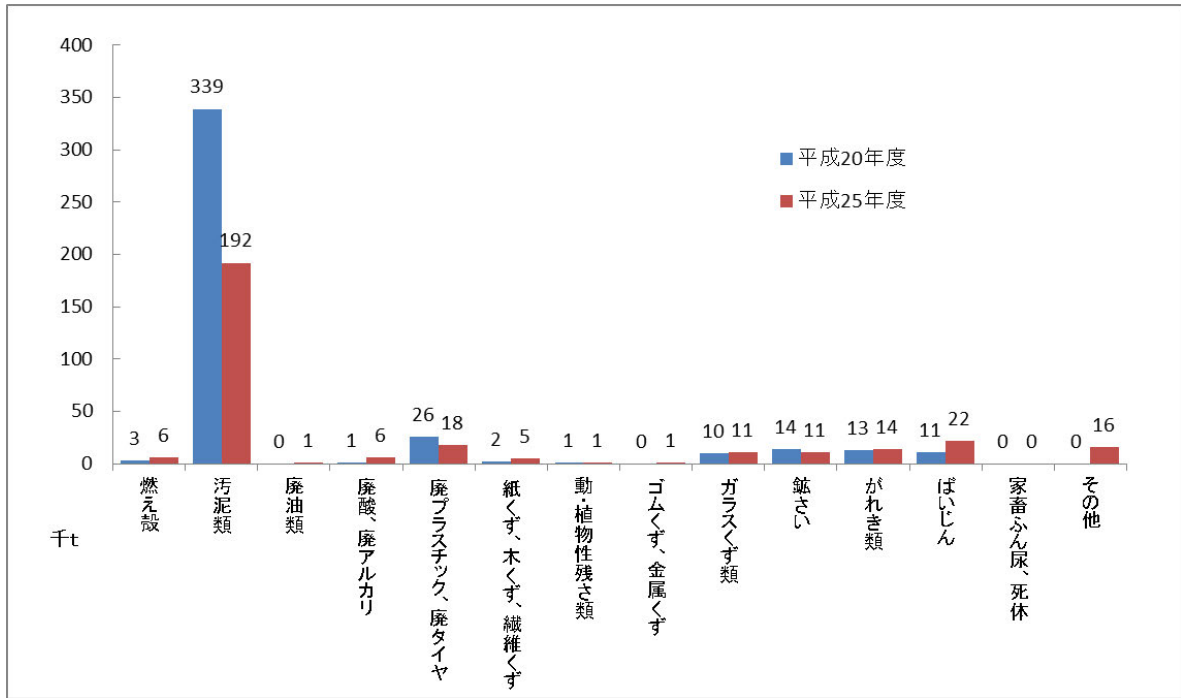


図 2-1-21 産業廃棄物の種類別の最終処分量

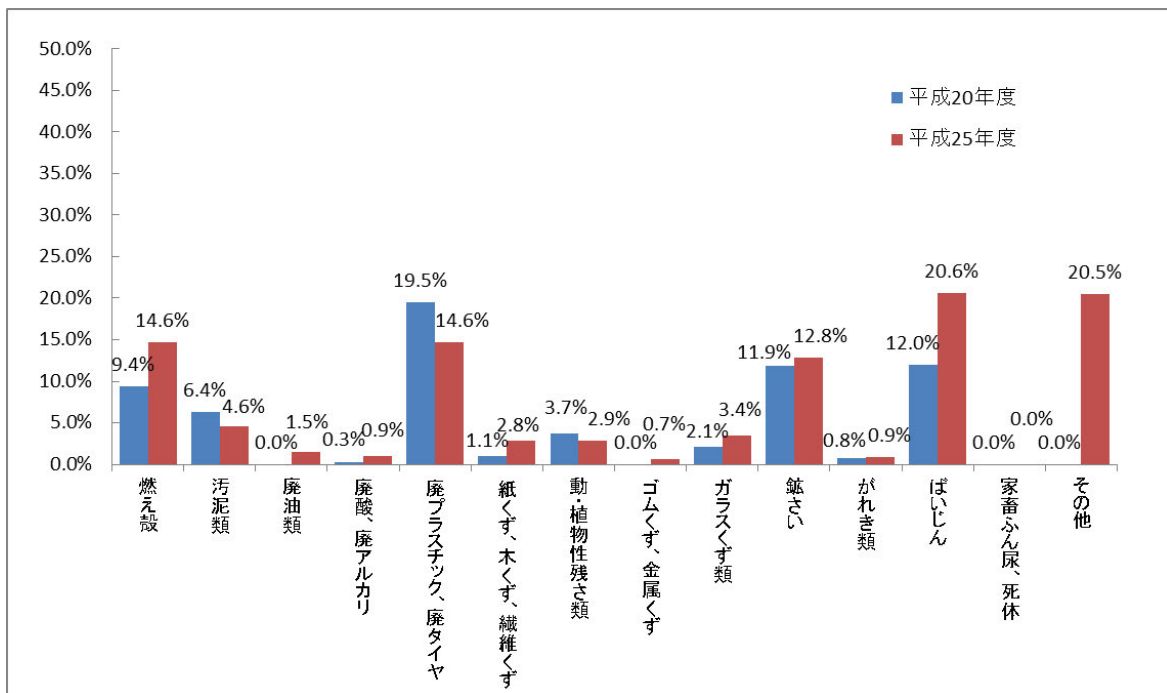


図 2-1-22 産業廃棄物の種類別の最終処分率

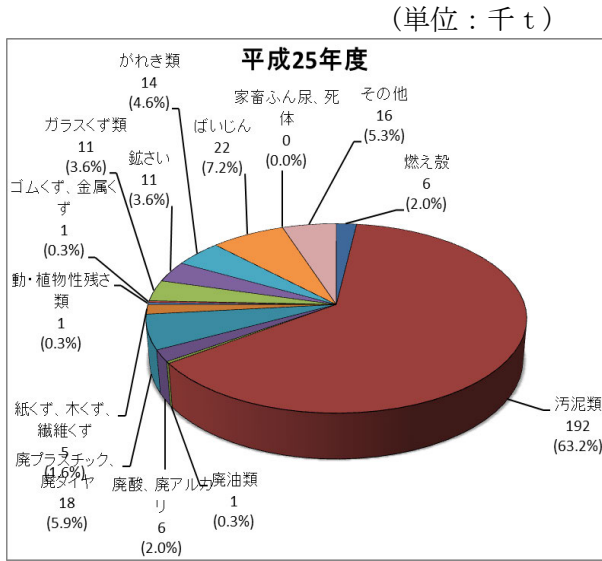


図 2-1-23 産業廃棄物の種類別の最終処分量

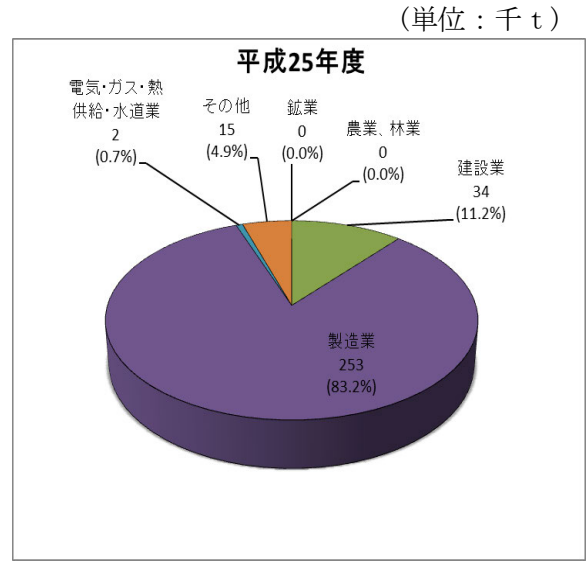


図 2-1-24 産業廃棄物の業種別の最終処分量

④ 産業廃棄物の広域移動状況

- 平成 25 年度に、県内から県外へ移動し処理された産業廃棄物量は 544 千 t、県外から県内へ流入し処理された産業廃棄物量は 1,659 千 t となっています。

表 2-1-4 三重県における産業廃棄物の広域移動量 (平成 25 年度)

(単位：千t/年)

区分	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	近畿地方	九州地方	その他地方	合計
三重県より排出	188	2	72	1	0	8	9	21	197	26	46	544
三重県へ流入	835	36	98	5	1	10	1	2	629	1	42	1,659

(注) 環境省 平成25年度実績 廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物循環利用量実態調査報告書 平成27年3月

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

- 平成 25 年度末現在で、稼働中の中間処理施設は 548 施設あり、種類別では、汚泥の脱水施設が全体の 29%を占め、その他は木くず・がれき類等の破碎施設、廃プラスチック類の破碎施設などが多く設置されています。
- 最終処分場は、安定型最終処分場 14 施設と、管理型最終処分場 11 施設の合計 25 施設が設置されています。平成 25 年度末現在の残余容量は 214.4 万 m³（安定型 :28.7 万 m³、管理型 :185.7 万 m³）となっています。

表 2-1-5 種類別設置状況（平成 25 年度末）

施設	種類	設置数	能力	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	159 (29%)	21,955m ³ /日	
	汚泥の乾燥施設	12 (2%)	2,388m ³ /日	
	廃油の油水分離施設	5 (1%)	154m ³ /日	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2 (0%)	384m ³ /日	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	69 (13%)	4,880 t / 日
		木くず・がれき類の破碎施設	215 (39%)	83,877 t / 日
	小 計		284 (52%)	88,757 t / 日
	アスベスト等熔融施設	1 (0%)	4.8 t 日	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	19 (3%)	2,230m ³ /日
		廃油の焼却施設	18 (3%)	726m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	22 (4%)	848 t / 日
		その他産廃の焼却施設	26 (5%)	3,474 t / 日
	小 計		85 (16%)	—
	計		548	—
最終処分場	安定型最終処分場	14 (56%)	2,931,889m ³	
	管理型最終処分場	11 (44%)	6,571,452m ³	
	計	25	9,503,341m ³	

(注 1) 中間処理施設については稼働中の施設数、最終処分場については埋立可能な施設数。

(注 2) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

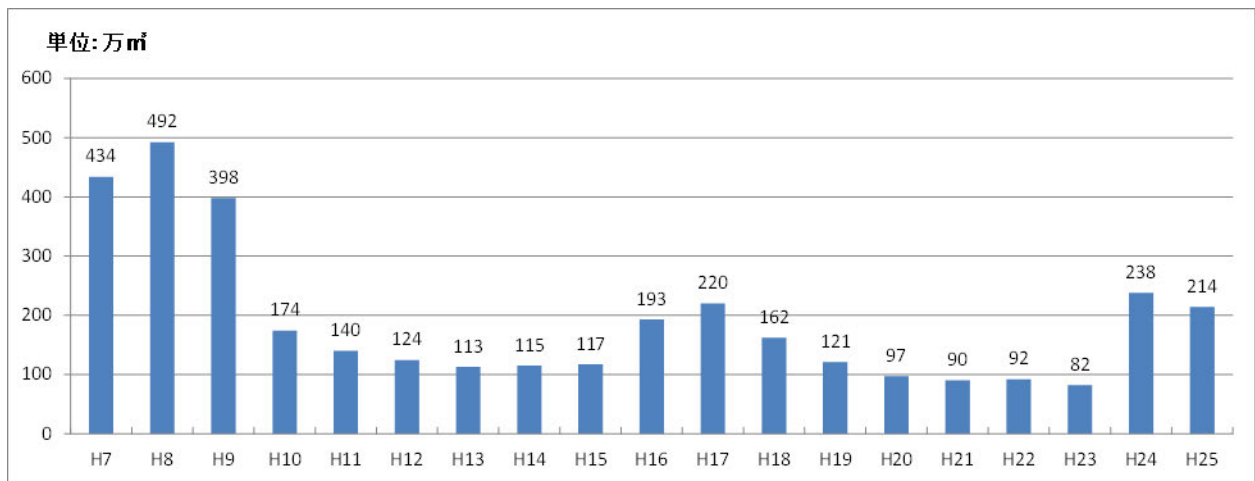


図 2-1-25 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の 3 R の推進に係る目標達成状況

表 2-1-6 目標の達成状況 (産業廃棄物の 3 R の推進)

産業廃棄物の 3 R の推進	基準年度 平成 20 年度	平成 22 年度実績 (簡易調査)	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
排出量	9,577 千 t	11,044 千 t	8,505 千 t	10,551 千 t
再生利用率	40.6%	35.0%	43.0%	43.7%
最終処分量	273 千 t (420 千 t)	297 千 t (312 千 t)	258 千 t (304 千 t)	236 千 t
【補助指標】 適正管理計画 の策定率	89.0%	99.8%	91.0%	96.6%
【補助指標】 最終処分率	2.8%	2.7%	3.0%	2.0%

(注 1) 県の総合計画「みえ県民力ビジョン」(平成 24 年 4 月)の策定にあたり、平成 22 年度の産業廃棄物排出量の調査結果をふまえ、三重県廃棄物処理計画の目標値(排出量、最終処分量)を変更しています。

(注 2) 最終処分量の目標には、フェロシルトの最終処分量を想定していないため、最終処分量はフェロシルトを除いた量を示しています。なお、最終処分量の括弧内の数値は、フェロシルトを含んだ最終処分量です。

- 数値目標のうち、産業廃棄物の「排出量」は、平成 25 年度は平成 20 年度に比べて削減が図られ、目標達成の見込みとなっています。
- 「再生利用率」については、目標達成に向けて進捗しています。
- 「最終処分量」は、平成 25 年度は平成 20 年度に比べて、5%ほどの減少となっており、目標達成に向け、削減が進んでいます。
- 補助指標「適正管理計画の策定率」は、おおむね 90%で推移しています。対象事業者数が年度ごとの排出量により増減し、新たに対象となる事業者において計画が策定されないことがあるなど、目標達成には一層の取組が必要な状況です。

- 補助指標「最終処分率」は、おおむね3%程度で推移しており、汚泥や廃プラスチック類などでは減少していますが、燃え殻、ばいじん等で増加しています。

(5) 産業廃棄物の適正処理の確保に係る目標達成状況

表 2-1-7 目標の達成状況（産業廃棄物の適正処理の確保）

産業廃棄物の適正処理の確保	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
電子マニフェストの普及率	25.0%	34.1%	40.0%
【補助指標】 優良処理業者の認定件数	50 件	216 件	150 件
【補助指標】 管理型最終処分場の残余年数	4.0 年	11.8 年	9.4 年
【補助指標】 高濃度 PCB 廃棄物の適正処分率	5.3%	37.0%	100.0%
【補助指標】 公共関与による産業廃棄物管理型 処分場の整備	—	整備完了	整備完了

- 数値目標「電子マニフェストの普及率」は、目標達成に向けて進捗しており、産業廃棄物の適正処理の推進が図られています。
- 補助指標「優良処理業者の認定件数」は、平成 25 年度時点で平成 27 年度目標である 150 件を達成しています。
- 補助指標「管理型最終処分場の残余年数」は、平成 25 年度時点で平成 27 年度目標である 9.4 年を達成しています。
- 補助指標「高濃度 PCB 廃棄物の適正処分率」は、PCB 廃棄物の処理施設の受入体制が十分でなかったため、目標 100.0%に対して平成 25 年度時点で 37.0%となっています。なお、PCB 廃棄物特別措置法施行令の改正により、処理期限が平成 28 年度末から平成 38 年度末に延長されました。

(6) 産業廃棄物処理の監視指導と不適正処理事案の是正に係る目標達成状況

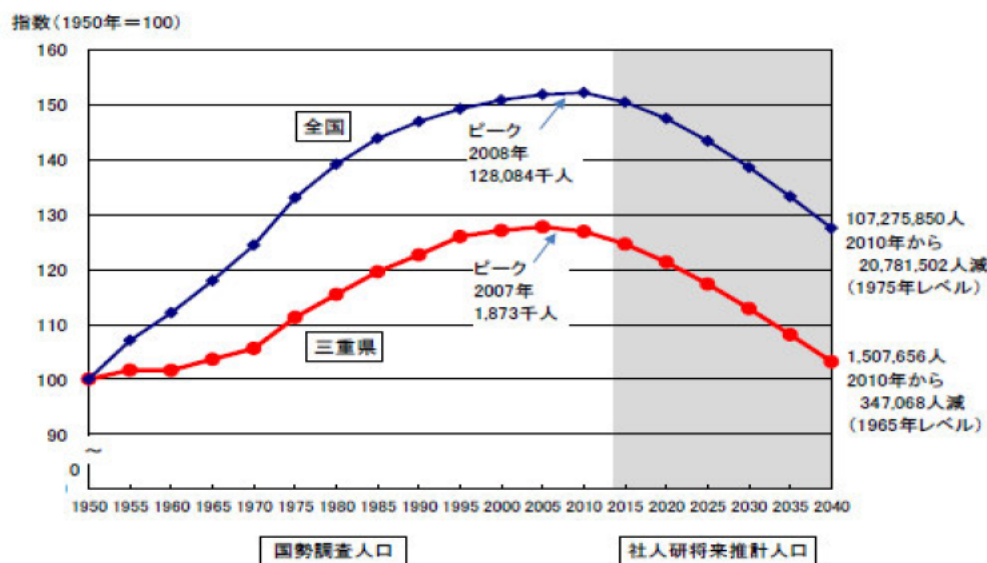
表 2-1-8 目標の達成状況（産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進）

産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
産業廃棄物の不法投棄発生件数	23 件 (10t 以上 5 件)	14 件 (10t 以上 3 件)	20 件 (10t 以上 0 件)
不法投棄における行為者特定事案の是正率	90.3%	100%	100%
【補助指標】 監視・指導件数	3,656 件	3,576 件	3,600 件
【補助指標】 不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の件数	12 件	15 件	18 件
【補助指標】 特定の不適正処理事案に対する是正率	40%	80%	100%

- 数値目標「産業廃棄物の不法投棄発生件数」については、監視活動の充実により着実に減少し、目標の件数を達成できる見込みです。なお、10t 以上の事案の件数についても減少してきています。
- 数値目標「不法投棄における行為者特定事案の是正率」については、全て是正措置が講じられ、目標を達成できる見込みです。
- 補助指標「監視・指導件数」については、おおむね目標を達成できる見込みです。
- 補助指標「不法投棄の防止に繋がる協定締結や活動支援等の件数」については、着実に件数が増え、目標を達成できる見込みです。
- 補助指標「特定の不適正処理事案に対する是正率」については、生活環境保全上の支障があると判断された 5 件のうち、4 件（桑名市五反田事案、四日市市大矢知・平津事案、四日市市内山事案、鈴鹿市稲生事案）について恒久対策工事に着手し 80%となりました。残る 1 件（津市芸濃事案）については、現在のところ行政代執行の必要のない状態にあり、モニタリング調査を継続しています。

2-2 本県を取り巻く状況

- 平成 27 年 4 月 1 日現在の人口は 1,811 千人となっています。平成 19 年の 1,873 千人をピークに減少に転じ、5 年後の平成 32 年には 1,773 千人、10 年後の平成 37 年には 1,714 千人となる推計です。県では「三重県人口ビジョン（仮称）」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」の策定中です。



※全国及び三重県のピーク年の人口は総務省「人口推計」による。

図 2-2-1 三重県及び全国の 5 年ごとの人口及び将来推計人口の推移

- 県内の鉱工業の製造品出荷額はおおむね増加傾向にあり、平成 25 年度は 10,442,318 百万円となっています。なお、平成 20 年度は、最も多い 11,780,824 百万円でした。
- 県内の観光入込客数はおおむね増加傾向にあり、平成 20 年度は 33,558 千人に対し、平成 25 年度は 40,799 千人となりました。
- 本県では、三重県新エネルギービジョン（平成 24 年 3 月策定）に基づき新エネルギーの積極的な導入を促進しており、バイオマス発電（バイオマス由来の廃棄物発電を含む）は 48,090 kW(原油換算 60,113 kl)、バイオマス熱利用は原油換算 52,654 kl が導入されています。

- 現在の三重県廃棄物処理計画の策定（平成 23 年 3 月）以降、国においては、第三次循環型社会形成推進基本計画が策定され（平成 25 年 5 月）、廃棄物などの発生抑制と循環利用等を通じた埋立量の削減に加え、天然資源の投入量の一層の抑制とそれに伴う環境負荷の低減、有用金属のリサイクルによる資源確保、循環資源・バイオマス資源のエネルギー利用、安全・安心の確保など循環の質にも着目した取組を進めることとされました。
- 本県では、三重県環境基本計画を策定し（平成 24 年 4 月）、かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、その中で、循環型社会づくりに向けた施策を推進しています。また、こうした持続可能な社会づくりを、県民と力を合わせて取り組み、成果を生み出すことで、新しいものを創造していく「協創」という考え方により進めることとしています。

（注）本県では、それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していくことを「協創」と呼んでいます。

2-3 本県が取り組むべき循環型社会への課題

2-3-1 一般廃棄物に係る課題

(1) 目標の達成状況（再掲）

表 2-3-1 目標の達成状況（ごみゼロ社会の実現）（再掲）

ごみゼロ社会の実現	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
1 人 1 日あたりのごみ排出量	1, 043g/人・日	986g/人・日	930 g/人・日
資源化率	31. 0%	30. 4%	36. 5%
最終処分量	69, 664t	50, 042t	55, 000t

(2) 一般廃棄物に係る課題

- 長期的には、最終処分量、排出量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあり、3Rの取組に進展があったと考えられますが、近年、事業系ごみの増加が見られるなど、引き続き「ごみゼロ社会」の実現をめざし、今後も県民、NPO、事業者、行政がともに取り組んでいく必要があります。
- 希少金属の回収など、枯渇性資源の循環利用に向けた取組を進める必要があります。
- 今後、本県のRDF焼却・発電事業の終了に向け、ごみをエネルギー源として利用していくため、市町で焼却されている廃棄物から熱回収、発電等を行う体制が整備されることが望まれます。
- 人口減少、観光や産業の振興などの社会情勢に対応できるよう、市町においては公正で効率的なごみ処理システムを構築していくことが必要です。
- 一般廃棄物は地域内で処理され循環利用されることが基本となるため、地域内に処理施設、処理技術、担い手などが不足し、適正処理と循環が阻害されることのないよう体制の整備、研究開発、ネットワークづくりなどが必要です。
- 南海トラフ地震等の大規模災害時においても、円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を整備することが求められています。

2-3-2 産業廃棄物に係る課題

(1) 目標の達成状況（再掲）

表 2-3-2 目標の達成状況（再掲）

産業廃棄物の 3Rの推進	基準年度 平成 20 年度	平成 22 年度実績 (簡易調査)	平成 25 年度実績 (簡易調査)	目 標 平成 27 年度
排出量	9,577 千 t	11,044 千 t	8,505 千 t	10,551 千 t
再生利用率	40.6%	35.0%	43.0%	43.7%
最終処分量	273 千 t	297 千 t	258 千 t	236 千 t

産業廃棄物の適正処理の確保	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
電子マニフェストの普及率	25.0%	34.1%	40.0%

産業廃棄物処理に関する監視強化と 不適正処理に対する是正の推進	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実 績	目 標 平成 27 年度
産業廃棄物の不法投棄発生件数	23 件 (10t 以上 5 件)	14 件 (10t 以上 3 件)	20 件 (10t 以上 0 件)
不法投棄における行為者特定事案の 是正率	90.3%	100%	100%

(2) 産業廃棄物に係る課題

- これまでの産業廃棄物の 3R の取組により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されました。一方、排出量については、景気の動向に影響を受け、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。
- 産業廃棄物は、3R と適正処理を基本とし処理が進められていますが、効率性の高い資源循環を目指すため、循環利用に適するものは出来る限り地域内で循環することが望まれます。
- 産業廃棄物の処理については、排出事業者の処理責任のもと産業廃棄物処理の透明性を向上させるとともに、処理業者においても、事業や施設の状況を公表するなど、引き続き県民が安全性を把握することができる取組が必要です。
- 県内で長期に保管されている PCB 廃棄物について、処理を進めていくことが必要です。
- 産業廃棄物の不法投棄については、減少傾向にあるものの根絶には至っていません。不法投棄により、生活環境への支障が生じないように、未然防止及び早期発見、早期是正が必要です。

- 過去に不法投棄等により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な 4 事案については、行政代執行による是正措置を実施し、着実に支障等の除去を行っていく必要があります。

第3章 基本理念と取組方向

3-1 基本理念

大量生産、大量消費型の社会経済活動により、健全な物質循環が阻害され、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など地球規模の環境問題が懸念されています。また、大量の廃棄物の発生に対しては、3Rや適正処理の取組を進め、これまでの取組の成果が実感できるようになってきましたが、持続可能な循環型社会の構築に向け、一層の取組が必要となっています。

これまで、循環を量的な側面からとらえ取組を進めてきましたが、さらに循環を質の面からもとらえ、環境保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用する取組を進めることで、天然資源の使用を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される安全で安心な循環型社会づくりを推進します。

また、県民、NPO、事業者、行政の各主体の参画のもと「ごみゼロ社会」の実現に向けた計画を策定し、ごみの減量・有効利用の活動を進めてきており、こうした「協創」の考え方による地域の取組を大きく育てていくことで、社会全体に循環の環として広げていくことが必要です。

こうした考え方により、廃棄物の減量、再生利用や熱回収により、温室効果ガスの排出抑制や省資源・省エネルギー化を進め低炭素社会及び自然共生社会の形成につなげていくとともに、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として地域循環の環により一層有効活用し、資源生産性を高め、循環型社会の定着が実感できる社会を目指します。

3-2 めざすべき姿

「基本理念」をふまえた本計画の10年後のめざすべき姿

採取した枯渇性資源は、製品の寿命の長期化や再使用、再生利用により、有用な「社会ストック」として経済社会で可能な限り長く有効活用されるとともに、バイオマスなど再生可能資源はその再生速度の範囲内で活用され、自然界における循環と経済社会の循環の調和が保たれています。

●家庭においては、

ものを大切にすゝる気持ちや環境を考ゑ行動することが浸透しています。

- 食料品や日用品は、必要なだけ買ひ、買物の際には、マイバグなどを持参し不要な容器や包装はもらわないようにし、詰め替え製品を購入するなど環境に配慮した消費行動をとっています。買っただものは最後まで使い切ることゝを心がけ、なるべくごみにならないようにし、生ごみは水切りするなど、できる限りごみとして出す量が減らされています。
- 衣類、家電製品、家具などは、長く使える気に入っただものを厳選して買ひ、ものを大切にする価値観が浸透しています。
- すぐに買ひ替えが必要となるものなどについては、リサイクルショップやレンタル・リースサービスなどを積極的に利用しています。
- いらなくなったものは、フリーマーケット、リサイクルショップ、オークションなどで再利用され、空き缶や空きびん、古紙など資源として有効利用できるものは、資源回収や販売店の店頭回収など適正に資源化されるルートに出しています。
- 地域の人たちが資源の有効利用について話し合ひ、地域ごとの循環の取組がなされています。地域で循環が難しいものはより広い範囲での循環が実現できています。

●事業者においては、

長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供し、排出する廃棄物については貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。

- 製品の製造から販売を行うそれぞれの事業者が、その製品がごみになる時のことまで考ゑ、再使用や再生利用が容易となるように、あるいは、長く使ゑ簡単に修理や点検ができるように、環境に優しい良質な製品を提供しています。
- 製品のリースやレンタル、修理や維持管理などのサービスを、さまざまなものについて提供しています。

- 廃棄物は、できる限り発生を抑制するとともに、貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透しています。再使用や再生利用は、性状や用途に応じて最も環境負荷が少ない形で実施され、どうしても処理が必要なものは、透明性の高い適正な処理が行われています。
- 地域内で循環利用が可能な廃棄物については、できる限り地域内で処理が行われ再生利用されています。バイオマスなど再生可能資源については適正処理とあわせてエネルギーが回収されるなど、化石燃料の使用の削減が図られています。
- 地域の資源循環の課題を考え、それぞれの事業の特性を活かした取組により課題解決に貢献し、新しいビジネスにつながっています。

●**廃棄物処理の現場においては、**

県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。

- 廃棄物に対して貴重な資源という意識が浸透し、分別収集が徹底され、再使用、再生利用できるものは最大限有効利用されています。また、再資源化にあたり製品の品質が確保されることにより環境負荷が低減されています。
- 再生利用を進めるための処理施設や、廃棄物からエネルギーを回収する施設など資源循環に必要な施設が整備されるとともに、適正な処分方法がないものや災害廃棄物を埋め立てる最終処分場が確保されています。
- 廃棄物処理の透明性の確保と法令を守る意識が高く、県民は安心を感じています。

●**大規模災害に備えて、**

東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。

- 災害廃棄物処理計画を市町が策定し、大規模災害に備えた処理体制が整備されるとともに、円滑に対応できるよう平素から訓練や研修会などが行われています。
- 災害廃棄物が復興事業等で再生資材として有効活用されよう、可能な限りリサイクルされる体制が整備されています。
- 市町のごみ処理施設は、災害時でも稼働できるよう耐震化などの整備がおこなわれ、発電設備により地域に電力を供給できるなど、防災拠点としての機能を有しています。

3-3 循環型社会形成のための施策の取組方向

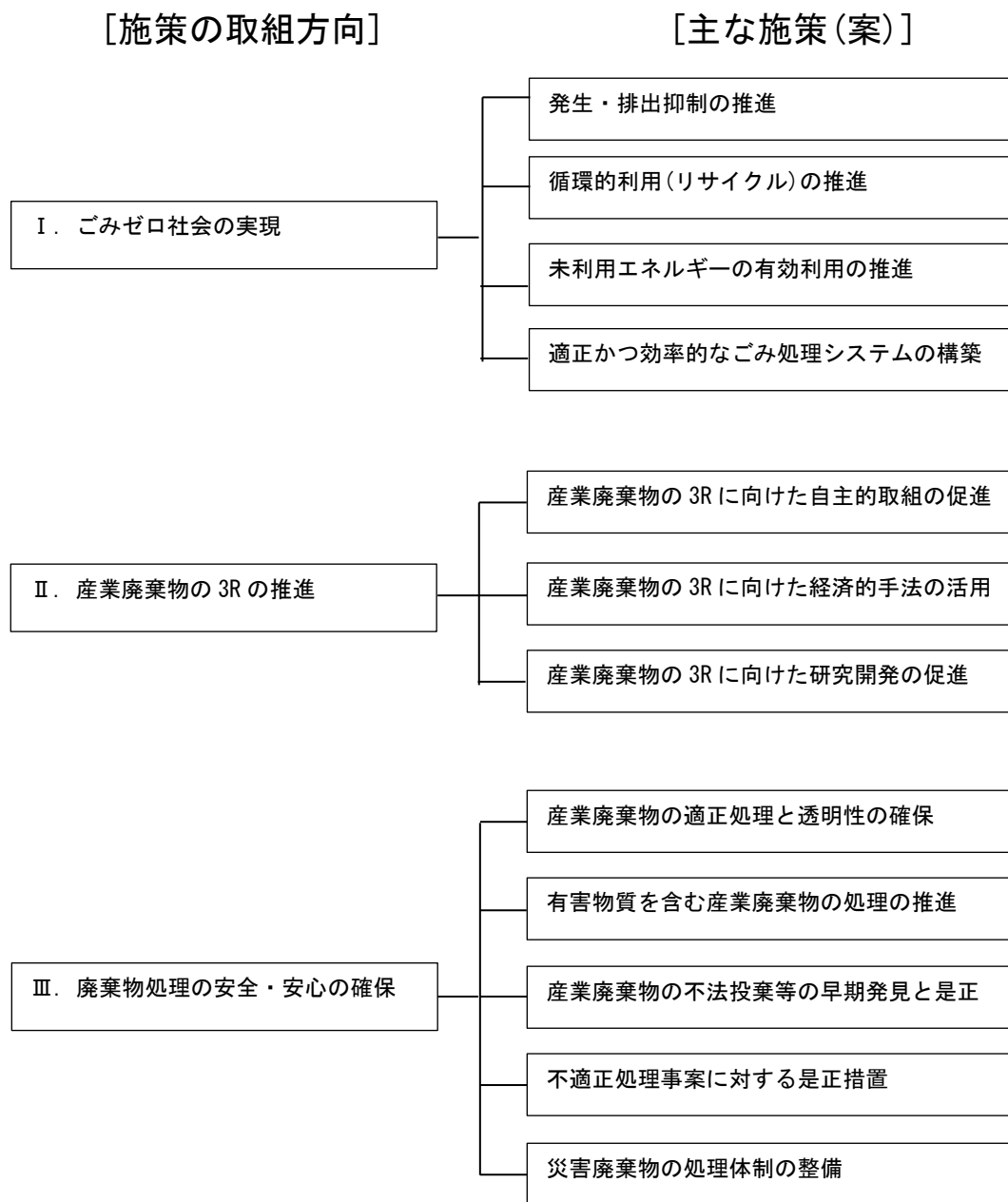


図 3-3-1 施策の体系

第4章 計画の目標と施策

3つの取組方向ごとに数値目標を設けるとともに、各施策の進捗を管理するための補助目標を設定し取組を推進します。

4-1 ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が地域で最大限資源やエネルギー源として有効活用されることを目指します。

表 4-1-1 主な施策（案）

主な施策（案）	概要
発生・排出抑制の推進	「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着などにより、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。
循環的利用（リサイクル）の推進	容器包装などのリサイクルに加え、希少金属回収、地域内の循環など質に着目した循環を推進します。
未利用エネルギーの有効利用の推進	ごみを持つ未利用エネルギーの有効利用を推進します。
適正かつ効率的なごみ処理システムの構築	人口減少等を見据え、廃棄物会計やごみ処理カルテなどを活用し、適正で効率的なごみ処理システムの構築を推進します。

4-2 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物が、貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用され、天然資源の使用が抑制された循環と経済社会の調和が保たれることを目指します。

表 4-2-1 主な施策（案）

主な施策（案）	概要
産業廃棄物の3Rに向けた自主的な取組の推進	事業者の処理計画策定の指導や普及啓発などにより、事業者の産業廃棄物の3Rの取組を推進します。
産業廃棄物の3Rに向けた経済的手法の活用	産業廃棄物税制度により3Rを進めるとともに、補助金など支援制度の活用により事業者の取組を推進します。
産業廃棄物の3Rに向けた研究開発の推進	産業廃棄物の3Rの推進に向け、事業者の研究開発を推進し、優れた技術の導入を図ります。

4-3 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進し、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心が確保されることを目指します。

表 4-3-1 主な施策（案）

主な施策（案）	概要
産業廃棄物の適正処理と透明性の確保	電子マニフェストの普及、優良認定処理業者の育成、情報開示などにより産業廃棄物の適正処理と透明性を確保します。
有害物質を含む産業廃棄物の処理の推進	長期に保管されている PCB 廃棄物について、処理を進めます。
産業廃棄物の不法投棄等の早期発見と是正	不法投棄等の早期発見と是正、未然防止に取り組みます。
不適正処理事案に対する是正措置	不法投棄等により生活環境保全上の支障等があり、原因者による措置が困難な4事案については、行政代執行による是正措置を実施し、着実に支障等の除去を行っていきます。
災害廃棄物の処理体制の整備	大規模災害に備え、災害廃棄物処理が行われるための体制を整備します。

第5章 各主体の役割と進捗管理

5-1 各主体の役割

この計画の実効性を高めるためには、県民、NPO、事業者、行政の各主体の役割を明確にし、各主体がそれぞれの役割を十分認識しながら協働し、循環型社会の構築に向けて取組を展開することが必要です。

5-2 計画推進の進捗管理

この計画を着実に進めるためには、定期的に、廃棄物の排出や処理状況など計画の進捗状況を把握し、取組について評価し、見直しを行っていくことが必要です。

このため、毎年度、県民、NPO、事業者、行政などさまざまな主体と計画進捗状況を共有し、取組を点検・評価し公表を行う体制を整備し、計画の実効性を担保していきます。

